

令和 第6号	年度 6	設計		精算				
委託費 一金 円								
件名 久留米百年公園花壇管理業務委託								
場所 久留米市百年公園		工期	令和 3月	7	年 25日			
設計の大要 ・ 花壇管理 1式								
委託明細								
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
					別紙内訳書のとおり			

本委託費内訳書（1）

費目	工種	種別	細別・規格	数量	単位	単価	金額	摘要
			花壇管理	1	式			第 1 号 明細書
直接委託費	計							
共通仮設費				1	式			
純委託費	計							
現場管理費				1	式			
委託原価	計							
一般管理費				1	式			
委託価格	計							円切捨て
消費税相当額				1	式			
本委託費	計							

第 1 号 明 細 書						
花壇管理						
1 式						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	代価番号
花壇土造り 改良材混入	1, 100	m ²				
花壇植替 (3寸鉢) 一般草花 25本/m ²	1, 100	m ²				
枯花苗撤去 2tトラック搬出	8	台				
灌水 20リットル/m ²	2, 210	m ²				
殺菌剤散布 (タカレン液剤同等品) 1000倍液 3リットル/m ²	1, 660	リットル				
手抜き除草・花がら摘み (切戻し含む)	1, 100	m ²				
手抜き除草 疎	1, 940	m ²				
殺虫剤散布 (カルス乳剤+新グーラシ同等品) 1000倍+2000倍液	400	リットル				
計						

令和6年度 久留米百年公園花壇管理業務委託 数量表

工 種	明細	基本数量	単位	回数	設計数量
花壇土づくり (改良材混入)	花壇	539	m ²	2	1,078
	プランター	15	m ²	2	30
	合計				1,108
					1,100
花壇植替 (3寸鉢 一般草花)25株/m ²	花壇	539	m ²	2	1,078
	プランター	15	m ²	2	30
	合計				1,108
					1,100
枯花苗撤去 (2tトラック搬出)	花壇	4	台	2	8
	合計				8
					8
灌 水 200/m ²	花壇	539	m ²	4	2,156
	プランター	15	m ²	4	60
	合計				2,216
					2,210
殺菌剤散布 (タカレン液剤同等品) 1,000倍液 30/m ²	花壇	1,662	リットル	1	1,662
	合計				1,662
					1,660
手抜き除草・花がら摘み (切戻し含む)	花壇	539	m ²	2	1,078
	プランター	15	m ²	2	30
	合計				1,108
					1,100
手抜除草 (疎)	花壇	539	m ²	3	1,617
	プランター	15	m ²	3	45
	花壇外周	94	m ²	3	282
	合計				1,944
					1,940
殺虫剤散布 (カルロス乳剤+新グラミン同等品) 1,000+2,000倍液	花壇	200	リットル	2	400
	合計				400
					400

久留米百年公園花壇管理業務 農薬・肥料標準使用量

名 称	基 準	備 考
リサイクル腐葉土	21.00/㎡	
苦土石灰	0.2kg/㎡	
ハイコントロール	0.2kg/㎡	
オルトラン粒剤	0.01kg/㎡	
一般草花（3寸鉢）	25本/㎡	
カルホス乳剤（同等品以上）	0.20/㎡	1,000倍液
新グラミン展着剤		2,000倍液
タチガレン液剤（同等品以上）	3.00/㎡	1,000倍液

仕 様 書

第1節 一般事項

1.(摘要)

この仕様書は、久留米百年公園花壇管理業務委託 契約に適用する。

2.(軽微な変更)

契約書及び仕様書に定める範囲内での軽微な変更又は、業務上当然必要なものについては監督職員の指示に従い、受託人において異議なく施工するものとする。

3.(疑義の委任)

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は、仕様書に定めのない管理業務の細目については、監督職員の指示に従うものとする。

第2節 計画書・報告書類の提出

1.(業務計画書等)

受託人は、契約締結後すみやかに受託業務の計画書等を提出しなければならない。

2.(業務報告書)

受託人(業務主任技術者)は、常に現場の状況を把握し、監督職員との連絡を密にして業務の進展を図ると共に、災害防止その他管理上必要な処置等については、監督職員の指示を受け適切な業務遂行に当たるものとする。又、作業の有無に関わらず毎月管理業務報告書を遅滞なく提出するものとする。

第3節 施 工

1.(技術基準)

受託業務の施工は、別紙「委託作業技術基準」に基づき実施し、技術基準に定めのないものについては、監督職員の指示を受けるものとする。

第4節 安全管理

1.(安全一般)

受託人は常に業務の安全に留意して現場管理を行い災害防止に努めると共に関連法令を遵守する。

2.(交通及び保安上の処置)

受託人は作業中、交通の妨害、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないようにし交通及び保安上十分な注意を払うものとする。

3.(事故防止及び事故処理)

受託人は業務の実施に関連して、事故防止のため必要な処置を講じなければならない。もし、事故が発生した時は、応急処置を講ずると共に事故発生原因、経過及び被害の内容について、ただちに監督職員に報告しなければならない。

4.(施設・樹木等の損傷)

受託人は作業にあたり、施設・樹木等を損傷しないよう十分注意して行う。万一損傷した場合は受託人の負担で原形に復する。又、損傷を発見した場合はすみやかにその状況を監督職員に報告するものとする。

5.(現場の整頓・跡片付け)

受託人は機械器具、不要土砂、切枝等を交通及び公園利用者の安全上の障害にならないようにその都度整理しなければならない。又、業務完了と同時にすみやかに不要材料を整理し、仮設物を搬出して現場を清掃するものとする。

6.(災害時の連絡及び巡回体制)

受託人は災害が発生した場合の緊急時には、巡回を行い公園利用者の安全を確保し、その状況をすみやかに監督職員に報告するものとする。又、昼夜問わず連絡及び巡回ができるような体制の確立を図っておくものとする。

第 5 節 追記事項

1.(暴力団排除に関する事項)

受託人は、当該業務の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- イ) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ロ) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- ハ) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

2.(暴力団排除に係る下請け契約に関する事項)

受託人は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- イ) 下請け契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- ロ) 下請契約を締結するときは、請負者は、下請け人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

第 6 節 その他特記事項

1.(写真管理)

写真については 2 部提出とする。

公園等管理作業技術基準

1 除草・草刈・伐開

1 一般事項

- (1) 刈取った雑草は毎日指定箇所を集積し、まとめて搬出する。
- (2) 樹木、フェンス等の周辺も刈り残しのないように仕上げる。また、それらに絡んでいる、つる性雑草もきれいに除去する。
- (3) 雑草除去と同時に対象区内のゴミ、がれき等も完全に除去するものとする。

2 各作業内容

- (1) 手抜き除草 ----- 雑草を一本ずつ丁寧に根を残さないように取り除くこと。
特に盛夏時は表土の剥離に留意する。また、植込み内の実生木、芝生及び枯れ木は取り除く。
- (2) 機械除草(ハンマーナイフモア等) ----- 刈込み高は監督職員と協議する。刈込み時付近の樹木、施設等を破損しないよう注意し、刈りむらの無いように均一に行う。
- (3) 機械除草(肩掛け式) ----- 刈込み高は監督職員と協議する。作業の安全には十分考慮を払うとともに、付近の樹木、施設等を破損しないように注意する。
- (4) 伐 開(手鎌) ----- 雑草は根元の上部3～5cmから刈取る。(かん木を含む)

2 薬剤散布

- 1 薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。
- 2 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布する。
- 3 散布時刻は盛夏の日中を避ける。
- 4 散布に際しては、風向きを常に考慮し、通行人をはじめ周囲の対象物以外のものにかかわらないよう、十分注意して行う。
- 5 使用薬剤は、設計書に示すものの他、病害虫の種類に応じ監督職員の指示に従い、適宜使い分けるものとする。

3 花壇管理

1 土づくり

- (1) 古株、雑草などは根より掘り起こし、土を払った後、指定箇所に運搬処理する。
- (2) 花壇面は床土を耕運機により20 cm程度までよく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き凹凸のないよう一様にならす。
- (3) 土づくりの際は所定の肥料を花壇面に均一にまき、上記により床土とよく混合する。

2 花壇植替

- (1) 花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない均一な形姿のものを使用する。
- (2) 花苗の植え付けは、監督職員の指示するデザインに従い花壇面にあらかじめ下取りし、所定の苗数をむらのないようしっかり植え付ける。
- (3) 植え付け後良く灌水(専用ノズル)し、傾いたり、根が浮きあがったりが無いように注意する
また、植え付けが確実でないものは植え直しする。
- (4) 花苗の種類は監督職員と協議の上決定するものとする。

4 その他

本作業技術基準の定めのないものは、監督職員の指示によるものとする。

